

第1日目（11月6日）

○議 長(小澤 実君) おはようございます。ただいまから令和元年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、これを許します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、南魚沼市議会会議規則第88条の規定により議席番号2番・梅沢道男君、及び議席番号3番・目黒哲也君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月6日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月6日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 皆さんおはようございます。開会早々の大変貴重なお時間をお借りしますが、1つ報告をさせていただきたいと思っております。議員のお手元、レターケースのほうには一—お手元に今、わたっているようで、失礼しました。お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

熊の出没が相次いでおります。当市も人身事故が発生しておりますし、近隣市町でも大変いろいろな被害が出ております。出没の件数が過去空前ということになっておりまして、お手元のところに棒グラフ等で示しております。捕獲の頭数も過去最多。これはもう比較にならないぐらい、ことしは出ておりまして、このような状況の中から、これまでふだんですと大体11月の半ばごろには熊の出没というのがだんだんなくなり、冬眠の時期に入るわけですが、ことしは伝えられておりますとおり、山の実の成り方が過去になく凶作ということで、これは熊にとっては飢饉的な状態になっているということが報告されております。

恐らく冬眠時期も遅れるのではないかとというような推測もされるところでありまして、熊の性格も凶暴化しているというような状況が生まれております。この中で大変憂慮するところになりまして、実は11月1日に緊急の部課長の会議を招集させていただきました。これまでこういう制度的には全くなかったことではありますが、これは市民の皆さんへの特段の注意喚起も含めて対応していかなければならないということで会議を行い、その時点、11月1日現在ですが、特別警戒警報という名前で発令をさせていただきました。今、体制をとって対応

しているところであります。

どのようなことをとということでありますが、お手元に示したとおり、まずは子供たちの安全を守らなければならないという観点から、教育部のほうもいろいろまた策を考えてくれまして、冬季のスクールバスを、この時点から前倒しで運行しようということ。そして、実はこれまでも対応してきているのですけれども、熊が目撃されました近隣の集落等には、保護者の皆さんによる送迎を要請していくということ。また、徒歩通学者が当然いるわけですが、この皆さんには集団で登下校するように指導する。また、早朝等、夕方もありますが、スクールガードの人たちには、熊よけの鈴がよく言われますが、鈴もいいのですけれども、ホイッスル、笛が非常に有効だということです。高い音を嫌うということであるそうで、これらの貸与もやっているところであります。それと、大変、今は日没が早くなっておりますので、本当に子供たちにとっては残念なことかもしれませんが、命のほうの方が大事であるという観点から、可能な限り部活動を自粛してもらう。そして、暗くならないうちに下校できるように指導する体制をとっておりますので、よろしくお願ひします。

それから、熊の早期発見、注意喚起のための対策ということであります。実はこれまでも、市の職員、消防団員の皆さん等、警察さんも含めてですが、市内全域を広報巡回しております。また、情報があった場合、または形跡、痕跡等の確認ができた場合には、市のウェブサイトに熊情報が、今、頻繁に上げられております。皆さんもごらんになっているかと思ひます。危険性が高いときには、FMゆきぐにで災害対応時並みの繰り返し放送とか、頻繁に呼びかけております。広報車も回しております。

加えまして、この警報発令から、早朝に人身事故が非常に頻発しているということから、危険な箇所を現在、市の担当課だけではなくて、庁舎全体の職員で体制を組みまして、早朝パトロールを実施しているところであります。

以上のようなことで、本当に人身事故がないようにということ、この間、これからの1か月間ぐらいは大変大きな山場になるのではないかということから対応させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

さらに加えまして、知事には口頭で、先日実は話をさせていただきました。なかなか今は、猟友会の皆さんが前面に出てやっております。しかし、猟友会の皆さんは任意団体でありまして、熊の駆除、そういうことを目的としている会では、本来はありません。なので、今、差し迫った中では発砲許可とかを含めて、公的な機関がこれまでの体制を越えて、きちんと対応すべきであるということ、当市から、市長名になりますが、県知事宛てに、この一、二日の間に緊急の要請と提言めいたものも含めたことで、いろいろな意味でこれから体制を考えてほしいと。今後も毎年こういうことが続くかと思ひますので、そのような対応をさせていただきたいと思っておりますので、報告をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議 長      ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。  
          総務部長。

○総務部長 おはようございます。毎回貴重なお時間をいただき、大変申しわけございません。今回、議案を差しかえさせていただきたく、お手元に配付させていただきました。

丸正への差しかえをお願いするのは、第 88 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）でございます。10 月 12 日から 13 日にかけての台風 19 号による被害につきましては、被災状況の把握と復旧方法等の協議、検討を続けてまいりました。差しかえ前の議案は、10 月 29 日の議会運営委員会に提出するまでの内容で、補正予算として編成をいたしておりますが、その後も関係機関からの追加報告、あるいは復旧についての協議が整った被災箇所などがございます。速やかに復旧事業に着手したいことから、これらの内容をさらに追加した補正予算といたしたく思い、差しかえをお願いするものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 4、報告第 4 号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・鈴木一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の調査報告をいたします。

調査事項 1 令和元年第 1 回南魚沼市議会臨時会の運営について、（1）付議事件の概要について、（2）会期及び議事日程について、（3）後期高齢者医療広域連合議員及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議員の選挙について、（4）閉会中の継続調査申出についてです。

調査の状況、期日は令和元年 10 月 29 日、委員は全員出席であります。正副議長からも出席をいただきました。

調査の内容、執行部の出席を求め、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査の検討などを行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午前 9 時 39 分〕

○副 議 長（塩谷寿雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前 9 時 45 分〕

○副 議 長 議長・小澤実君から、議長の辞職願が提出されています。

○副 議 長 お諮りいたします。「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小澤実君の退場を求めます。

〔小澤実君 退場〕

○副 議 長 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 では、辞職願を朗読いたします。

令和元年11月6日。南魚沼市議会副議長・塩谷寿雄殿。南魚沼市議会議長・小澤実。辞職願、このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副 議 長 お諮りいたします。小澤実君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、小澤実君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 小澤実君の入場を認めます。

〔小澤実君 入場〕

○副 議 長 ただいま議長が欠員となりました。

○副 議 長 お諮りいたします。「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副 議 長 暫時休憩といたします。

〔午前9時47分〕

○副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前9時49分〕

○副 議 長 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。議会事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。令和元年11月6日提出。南魚沼市議会副議長・塩谷寿雄。

以上です。

○副 議 長 選挙は、投票で行います。

○副 議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副 議 長 ただいまの出席議員数は、22名であります。

○副 議 長 次に立会人の指名を行います。南魚沼市議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号4番・吉田光利君、及び議席番号5番・中沢道夫君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

〔投票用紙の配付〕

○副 議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○副 議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○副 議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○副 議 長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○副 議 長 開票を行います。吉田光利君、中沢道夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。壇上まで出てきてください。

〔立会人立ち会いのもと開票〕

○副 議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、小澤実君16票、寺口友彦君4票、岡村雅夫君2票。

以上のとおりです。

○副 議 長 この選挙の法定得票数は6票であります。よって、小澤実君が議長に当選をいたしました。

○副 議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副 議 長 ただいま議長に当選されました小澤実君が議長におられますので、南魚沼市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○副 議 長 当選人、小澤実君から、演壇において当選の挨拶をお願いいたします。

17 番・小澤実君。

○小澤 実君 ただいま、大勢の皆様のご推挙によりまして、議長に就任いたしました。身に余る光栄でございます。2年間の実績を生かし、5万6千市民の負託に応えるべく、誠心誠意、一生懸命最善の努力をしております。

議会は市政のチェック機能を持つわけではありますが、活発な議論、それから討議をする中、中立・公正・公平を旨として議会運営をしております。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

[拍手]

○副 議 長 ただいま、議長が決まりましたので、今度は私から副議長の辞職願を議長に提出させていただきます。

○副 議 長 それでは、小澤実議長、議長席におつきを願います。

○議 長 (小澤 実君) 改めまして、よろしくお願いいたします。

○議 長 暫時休憩といたします。

[午前 10 時 02 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午前 10 時 10 分]

○議 長 副議長・塩谷寿雄君から、副議長の辞職願が提出されました。

○議 長 お諮りいたします。「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議 長 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、塩谷寿雄君の退場を求めます。

[塩谷寿雄君 退場]

○議 長 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 では、辞職願を朗読いたします。

令和元年11月6日。南魚沼市議会議長・小澤実殿。南魚沼市議会副議長・塩谷寿雄。辞職願、このたび都合により、副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議 長 お諮りいたします。塩谷寿雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、塩谷寿雄君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○議 長 塩谷寿雄君の入場を認めます。

〔塩谷寿雄君 入場〕

○議 長 ただいま副議長が欠員となりました。

○議 長 お諮りいたします。「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午前10時14分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前10時15分〕

○議 長 ここで、議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 追加日程第4以降の配付案件には、議長の氏名が記入されておられませんので、当該箇所各自で「小澤実」と議長名をご記入いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 追加日程第4、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。議会事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。令和元年11月6日提出。南魚沼市議会議長・小澤実。

以上です。

○議 長 選挙は、投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は、22名であります。

○議 長 次に、立会人の指名を行います。南魚沼市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号6番・田中せつ子君、及び議席番号7番・勝又貞夫君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名

であります。

[投票用紙の配付]

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

[投票]

○議 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。田中せつ子君、勝又貞夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[立会人立ち会いのもと開票]

○議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、有効投票 22 票、無効投票ゼロ票。鈴木一君 16 票、佐藤剛君 4 票、中沢道夫君 2 票。

以上のとおりであります。

○議 長 この選挙の法定得票数は6票であります。よって、鈴木一君が副議長に当選されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議 長 ただいま副議長に当選されました鈴木一君が議場におられますので、南魚沼市議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました鈴木一君から、演壇において当選の挨拶をお願いいたします。

12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 議員の皆様から、多くの支持をいただき、ありがとうございます。これから副議長として2年間頑張っていくつもりであります。

話は横道にそれますがけれども、委員会で九州に行ったときに、バスの運転手の方にこれほどまじめな視察は見たことがないと、総務文教委員会の人に言われました。この間、会派で山口県のほうへ視察に行きました。市職員の方に「机上論ではなく、市民の目線に立ったいい会派ですね」と言われました。それは会派でなく、議会全員を褒められたと私は思っ

います。いい伝統は踏襲していきたいと思ひますし、先ほど申しましたけども、直すところは直していくという気持ちでいます。

最近は、「身の丈」という言葉は、使い方によっては大変なことになるわけですが、私自身、身の丈に合ったことしかできません。若いときは背伸びをして大きな失敗もしてきました。身の丈に合った仕事をしながら、議長を支えながら、市民の目線に立って一生懸命やっています。本日は本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 日程第5、報告第5号 常任委員会委員の選任についてを行います。常任委員会委員の選任については、南魚沼市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました別記名簿のとおり指名いたします。

○議 長 日程第6、報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。議会運営委員会委員の選任については、南魚沼市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

○議 長 日程第7、報告第7号 議会広報編集特別委員会委員の選任についてを行います。議会広報編集特別委員の選任については、南魚沼市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

○議 長 ここで、各常任委員会及び議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩といたします。

〔午前10時29分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前11時30分〕

○議 長 日程第8、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任について報告いたします。報告第8号の記の空欄部分に、各自でご記入をお願いいたします。敬称は省略させていただきます。

総務文教委員会、委員長・塩川裕紀、副委員長・寺口友彦。産業建設委員会、委員長・塩谷寿雄、副委員長・永井拓三。社会厚生委員会、委員長・中沢一博、副委員長・目黒哲也。

以上です。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、ただいま議会事務局長の報告のとおりであります。ここで、各常任委員長から登壇し、挨拶をしていただきます。

まず、総務文教委員長・塩川裕紀君。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 このたび、総務文教委員会の委員長を承りました塩川裕紀です。皆さんの意見を聞きながら、市の発展に全力で努めてまいりたいと思ひますので、ご協力を

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

〔拍手〕

○議 長 次に、産業建設委員長・塩谷寿雄君。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 ただいまの委員会で産業建設委員長を務めさせていただきます塩谷です。産業建設——市の外貨を稼ぐ部門、基幹産業であります農業部門、それから建設は市民の多くの要望があります、都市計画・建設部門。そして、市民のライフラインであります水道・下水道と、大きなところを担う産業建設委員会だと思っています。委員の皆様とともに市の発展のため、努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 次に社会厚生委員長・中沢一博君。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 中沢一博でございます。先ほどの委員会で、社会厚生委員会——三度という全く特例でございますが、委員長という選任をいただきました。大変お世話になります、よろしくお願ひしたいと思います。

私ども社会厚生委員会は皆様ご承知のとおり、ごみの処理場の問題、また、病院事業関係、また、少子高齢化という、いろいろな重要で市民に本当に密着している委員会であります。委員の皆さんとともに、本当に市民の福祉向上のために全力でやってまいる決意でございます。お世話になります、よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○議 長 以上で、常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第9、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任について報告をいたします。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

委員長・清塚武敏、副委員長・勝又貞夫。

以上です。

○議 長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの議会事務局長の報告のとおりであります。

ここで、議会運営委員長・清塚武敏君から登壇して挨拶をしていただきます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 議員2期目、折り返し6年目ではありますが、若輩者でありますけれども、ただいま議会運営委員長として選任を受けました。小澤議長、鈴木副議長を支え、南魚沼市議会運営が円滑にいくように、さらに南魚沼市議会が進化するように努めてまいりたいと思っております。皆様のご協力をお願い申し上げます、簡単ではありますが就任

の挨拶とさせていただきます。

〔拍手〕

○議 長 以上で、議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第 10、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第 10 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任について報告いたします。敬称は省略させていただきます。各自でご記入をお願いいたします。

委員長・大平剛、副委員長・梅沢道男。

以上です。

○議 長 議会広報編集特別委員会の正副委員長については、ただいまの議会事務局長の報告のとおりであります。

ここで、議会広報編集特別委員長・大平剛君から登壇し挨拶をしていただきます。

議会広報編集特別委員長。

○大平議会広報編集特別委員長 ただいま、議会広報編集特別委員会の委員長に選任されました大平でございます。正直申し上げまして、私よりもふさわしい方がいらっしゃると思いますが、委員長になりました以上は、2年間の経験を生かしまして一生懸命頑張りたいと思いますので、何とぞ皆様方からもご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 以上で、議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午前 11 時 38 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前 11 時 40 分〕

○議 長 南魚沼市長から新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員 1 名及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員 1 名の選出依頼が本日付でございました。

○議 長 お諮りいたします。「新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」及び「魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、それぞれ追加日程第 5 及び追加日程第 6 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」及び「魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、それぞれ追加日程第 5 及び追加日程第 6 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長 追加日程第5、選挙第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中沢一博君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました中沢一博君を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中沢一博君が議場におられます。南魚沼市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議 長 追加日程第6、選挙第4号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に、中沢一博君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました中沢一博君を、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました中

沢一博君が議場におられます。南魚沼市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議 長 暫時休憩といたします。

[午前 11 時 45 分]

○副 議 長（鈴木 一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午前 11 時 46 分]

○副 議 長 ただいま、議長・小澤実君から常任委員会委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。

○副 議 長 お諮りいたします。「議長の常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第 7 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、「議長の常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第 7 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 暫時休憩といたします。

[午前 11 時 47 分]

○副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午前 11 時 49 分]

○副 議 長 追加日程第 7、許可第 1 号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、小澤実君の退場を求めます。

[小澤実君 退場]

○副 議 長 議会事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 では、辞任願を朗読いたします。

令和元年 11 月 6 日。南魚沼市議会副議長・鈴木一殿。南魚沼市議会議長・小澤実。辞任願、このたび総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副 議 長 お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、小澤議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 小澤実君の入場を認めます。

[小澤実君 入場]

○副 議 長 暫時休憩といたします。

[午前 11 時 51 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午前 11 時 54 分]

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、南魚沼市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略いたします。

○議 長 日程第 11、第 88 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 88 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

去る 10 月 12 日から 13 日にかけて発生しました、台風 19 号による農業用施設、林道、市道、河川等の被害につきまして、迅速な復旧を行うために必要な経費を主なものとしまして、編成をしたものであります。

台風災害関連の歳出では、石打の関山大堰、南田中の古峰堰の復旧を含め農業用施設で計 8 か所、土地改良区への災害復旧補助で 18 か所、林道で 12 か所、市道等 9 か所、河川 10 か所に関する災害復旧経費として、11 款の災害復旧費に、合わせて 1 億 3,295 万円を計上いたしました。対応する歳入には、農林災害復旧事業県補助金、災害復旧事業債、災害復旧事業分担金をそれぞれ計上いたしました。

台風 19 号災害以外では、この夏の高温によりますコシヒカリの品質低下に伴い、農業者の経営安定を図るために、県農林水産業振興資金の知事特認資金が設定されたということを受けまして、新潟県とともに利子補給制度を整備し対応することとし、農業費にことし分の利子補給金として 50 万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 1 億 1,324 万円を増額し、歳入歳出予算総額を 307 億 7,234 万 6,000 円とするほか、債務負担行為を新たに設定をしたものであります。詳細につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 88 号議案 一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、10、11 ページからお願いいたします。2 の歳入からご説明申し上げます。

それでは、最初の表、11 款分担金及び負担金、1 項 3 目災害復旧費分担金、説明欄 1 行目、農地、農業用施設災害復旧事業分担金 178 万円は、農業用施設、関山大堰と古峰堰の災害復旧事業に係る分担金で、2 行目、林道災害復旧事業分担金 10 万円は、林道樺野沢線の災害復

旧事業に係る分担金。

2番目の表、14款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金、説明欄1段目、農林水産業振興資金利子補給補助金25万円は、県が設定した新潟県農林水産業振興資金の知事特認資金に対しての県の利子補給補助金。2段目、農林災害復旧事業県補助金9,270万円は、関山大堰、古峰堰の災害復旧事業に対しての補助で、補助率90%で算定しております。

3番目の表、20款市債、1項10目災害復旧債は、説明欄記載のとおり、農林施設と公共土木施設の災害復旧事業に対するもので、計1,840万円の増となっております。

以上が、歳入における補正内容でございます。

12、13ページをお願いいたします。3の歳出につきまして、ご説明申し上げます。

最初の表、6款農林水産業費、1項2目農業振興費、説明欄丸、農業振興対策補助事業費、農林水産業振興資金利子補給金は、歳入で説明いたしました知事特認資金への利子補給金で600万円の限度額の40件分、2億4,000万円を貸付想定額とし、ことし分の利子補給金として50万円の増。

2番目の表、11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費、説明欄最初の丸、農林施設災害復旧費（単独）は、補助対象とならない農業用施設6か所、林道12か所、土地改良区の管理する施設等の災害復旧に係る経費などで、計2,305万円の計上。なお、1行目の光熱水費（電気）200万円は、関山大堰の仮設ポンプの冬期分電気料。その下の測量設計等委託料200万円は、激甚災害指定に伴う補助率増高申請調書作成のため。2行下の農林災害復旧工事費782万円は、農業用施設2か所と、林道樺野沢線、林道四十日小貫線の工事費。2行下の災害復旧補助金929万円は、3つの土地改良区が管理する18か所の復旧に対する補助で、補助率は3分の1となっております。

2番目の丸、農林施設災害復旧費（補助）は、関山大堰と古峰堰の災害復旧に係る経費1億300万円の計上で、1行目の光熱水費（電気）100万円は、仮設ポンプの電気料、その下の測量設計等委託料400万円は、古峰堰に係る経費。その下の農林災害復旧工事費は、関山大堰が6,300万円、古峰堰が3,500万円、計9,800万円となっております。

3番目の表、2項1目公共土木施設災害復旧費、説明欄の丸、土木施設災害復旧費（単独）は、市道等9か所、河川10か所の災害復旧に係る経費で、計690万円の計上。

最後の表、次の14、15ページにまたがっておりますが、14款予備費は、収支における不足調整額2,021万円の減額でございます。なお、9月定例会以降の予備費充用額につきましては、10月下旬までで9件、2,409万4,000円で、主な内容につきましては台風19号災害に対する緊急対応で、合わせて5件1,719万4,000円、法人市民税の還付金及び還付加算金として1件559万3,000円、今泉記念館の来客用トイレ水漏れによる修繕68万7,000円、有機センターの堆肥散布機の故障修繕のため53万7,000円などとなっております。

以上が歳出の補正内容でございます。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、記載のとおり「新潟県農林水産業振興資金貸付金に対する利子補給」を追加するもので、めく

っていただきまして、次の6ページ、第3表、地方債補正は、歳入20款の市債で説明申し上げましたように、表の下から2行目、災害復旧債の限度額を補正し、補正後の限度額合計を23億7,260万円としたいものでございます。

1ページに戻っていただき、第1条、歳入歳出予算の補正額及び総額につきましては、市長提案理由のとおりで、第2条、第3条につきましては、ただいま説明申し上げたとおりでございます。

以上で第88号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をしたいのですけれども、13ページの災害復旧費、11款ですが、その中の単独費の部分です。ここに2,300万円ほどあります。10月の半ばごろの台風だったと思うのですが、その被害把握にも時間がかかったのでしょうかけれども、お聞きすると事業量も大分多いようです。これから間もなく降雪時期になるのですが、例えば専決処分に対応しなければならなかった部分とか、このままいくと繰り越しになって来年度事業になってしまって農作業等に支障が出てくるようなことは、そういう心配はないのかだけちょっと確認をしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 来年の作付等に影響が出るような形では行っておりませんので、その心配は要りません。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 専決の関係でございますけれども、今回、先ほど部長説明でもいたしました、緊急なものは予備費のほうで1,700万円ほど対応を既にさせてもらっている部分がございます。それで、その後の調整等で補助債、補助事業ですとかがとれる分ほか、今回上げさせてもらったという整理になっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第88号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 89 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、関常幸君の退場を求めます。

〔関常幸君 退場〕

○議 長 本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 89 号議案 南魚沼市監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

このたび、平成 29 年 11 月から議会議員のうちから選任する監査委員としてお務めをいただきました牧野晶氏が、11 月 5 日をもって退任されましたので、後任の監査委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

議案にもありますように、関常幸氏を選任したいものであります。

関氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。平成 17 年 11 月から南魚沼市の議会議員をお務めいただいております。豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適の方でありますので、議会のご同意を賜りたいものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年 11 月 6 日から、議会議員としての任期中でありますのでよろしく申し上げます。ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 89 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 関常幸君の入場を認めます。

〔関常幸君 入場〕

○議 長 日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。南魚沼市議会会議規則第 166 条の規定により、お手元

に配付した内容で、議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付した内容で、議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、南魚沼市議会会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了しました。これをもって、令和元年第 1 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 0 時 11 分〕